

## 公共施設予約システム利用者規約

### (適用範囲)

第1条 この規約は、厚木市が提供する公共施設予約システム(以下「提供システム」という。)を、本規約第2条に規定する提供システム利用登録者(以下「登録者」という。)が利用することについての一切に適用します。

2 提供システムについては、厚木市、愛川町及び清川村(以下「市町村」という。)が共同で利用するものとし、提供システムの利用に伴う利用者登録等の事務については市町村が共同で行うものとします。

3 市町村は、登録者の承諾を得ることなくこの規約を変更することができるものとし、登録者はこれを承諾するものとします。当該変更は、提供システム又は市町村が提供する手段を通じて、随時、発表します。

4 本規約については、登録者が利用者登録番号(以下「登録番号」という。)及び暗証番号(以下「パスワード」という。)を入力し、当該サービスを利用したときは、当該変更内容又は新規約を承認したものとみなします。

### (利用者の登録)

第2条 提供システムを利用する場合は、本規約を承諾の上、利用者登録事前入力機能(以下「仮登録」という。)又は利用者登録申請書(以下「申請書」という。)により、市町村に提供システムの利用を申請し、申請の受付窓口(以下「登録窓口」という。)で所定の手続きを行い、市町村が利用の承認をするものとします。

2 前項の規定による登録の区分は、個人登録及び団体登録とします。

3 本条第1項及び第2項の規定による登録窓口は、個人登録にあつては別表第1、団体登録にあつては別表第2のとおりとします。

### (申請の確認)

第3条 市町村は、前条の規定による個人登録の申請があつたときは、申請者に対し、第1号に掲げる書類等により確認を行います。ただし、申請者が市町村以外に居住し、かつ、市町村内に勤務しているときは第2

号に掲げる書類等により確認し、通学しているときは第3号に掲げる書類等により確認を行います。

(1) 本人であること及び居住地の確認書類等

ア 運転免許証

イ 年金手帳

ウ 印鑑登録証明書

エ 住民基本台帳カード(顔写真付)

オ 特別永住者証明書

カ パスポート

キ 在留カード

ク 個人番号カード

ケ その他市町村が適当と認める書類等

(2) 本人であること及び市町村に在勤している者であることの確認書類等

ア 社員証

イ その他市町村が適当と認める書類等

(3) 本人であること及び市町村に在学している者であることの確認書類等

ア 学生証

イ その他市町村が適当と認める書類等

2 前条の規定による団体登録の申請があつたときは、市町村が申請者に対し、第1項に規定する書類等により本人であることの確認を行います。

### (登録の実施)

第4条 市町村は、第2条の規定による申請があつた場合において、前条の規定による確認をしたときは、氏名、住所、電話番号その他市町村が必要と認める事項を提供システムに登録します。

### (承認)

第5条 市町村は、登録申請を行った者が、次の項目に該当する場合は登録を承認しない場合があります。

(1) 既に同一の登録区分で利用者登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けている登録者

(2) 過去の規約違反等により、提供システムの利用資格の取消しが行われていることが判明し、今後においても規約厳守の見込みがない場合

(3) 登録申請時に虚偽、誤記又は記入漏れがあつたことが判明した場合

(4) その他市町村が提供システムの利用を

不相当と判断した場合

(登録番号)

第6条 市町村は、利用の承認をした者に対し、登録番号を設定します。

2 登録者は、登録番号を第三者に知られることがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(登録証の発行及びその取扱い)

第7条 第2条に規定する登録者に、登録番号を表記した登録証を次のとおり発行します。

(1) 個人登録にあつては、16歳以上(登録申請を行った年度内に満16歳に達する者を含む。)の者に登録証を発行します。

(2) 団体登録にあつては、登録証を発行します。

2 登録証に表記された者以外は、その登録証を使用することはできません。

3 登録者は、登録証を第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。

4 登録者は、登録証を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

5 提供システムの登録の申請を行い、発行された登録証は、登録証発行日の翌日から使用できるものとします。ただし、申請の内容、事務手続の事由等により登録証の発行に日数がかかることがあります。

(登録番号及びパスワードの管理)

第8条 市町村は、登録者が指定する4桁から10桁までの任意の半角英数字をパスワードとして登録します。

2 登録者は、登録番号及びパスワードを第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。

3 登録者は、本規約に基づき付与された登録番号並びにパスワードの管理及び使用について責任を持つものとし、市町村及び他の登録者に損害を与えることのないよう、また、第三者に知られることのないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

4 登録者のパスワードについては、市町村において照会が行えないものとします。ただし、次の各号に掲げるいずれかの方法により、登録者はパスワードの確認等を行うことができます。

(1) メールアドレスの登録者は、提供システムにおいて所定の事項を入力し、登録されているメールアドレスにパスワードを送信することにより、確認できるものとします。

(2) 登録者は、第14条に規定する変更の届出により、パスワードを変更できるものとします。

5 登録番号の照会については、登録窓口において第3条に規定する書類等により確認を行い、通知するものとします。

(登録証の紛失、盗難)

第9条 登録者は、登録証を紛失したとき又は盗難されたときは、直ちにその旨を市町村に届け出るものとします。

(登録証の再発行)

第10条 登録者は、登録証の紛失、き損、盗難等により登録証の再発行が必要な場合は、登録窓口で所定の申請を行うものとします。

2 再発行の申請の際は、第3条に規定する書類等により確認を行います。

(登録証の有効期間)

第11条 登録証の有効期間は、提供システムに仮登録又は登録を行った日から3年後の同日までです。なお、登録証の更新手続は、登録窓口において、有効期限の60日前から有効期限当日まで行うことができます。

| 区分 | 有効期間                                                    |
|----|---------------------------------------------------------|
| 新規 | 提供システムに仮登録又は登録を行った日から3年後の同日まで                           |
| 更新 | 有効期間の終了日から3年後の同日まで<br>有効期間を超えて更新した場合は、更新を行った日から3年後の同日まで |

2 有効期間を超えた登録証については、登録窓口で更新手続を行うことができます。

3 市町村は、有効期間を過ぎてから市町村が定める一定期間を経過したときは、当該登録番号を削除することができるものとします。

(登録の廃止)

第12条 登録を廃止するときは、登録窓口で登録証を添えて所定の申請を行うものとします。

(利用者登録の取消し等)

第13条 市町村は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は利用を一時的に停止することができるものとします。

- (1) 登録者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 第2条の規定による申請の内容が虚偽であったと判明したとき。
- (3) 第9条の規定による届出がなされたとき。
- (4) 登録者が虚偽その他不正な手段により、提供システムの利用をしたとき。
- (5) 他の登録者の適正な利用を妨げる行為があったとき。
- (6) その他市町村が必要と認めるとき。

(申請・届出事項の変更)

第14条 登録者は、市町村に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅延なく、その旨を登録窓口届け出るものとし、市町村は届出があったときは第3条に規定する確認を行います。ただし、次の各号に掲げる項目を除いては、提供システムから変更することができます。

- (1) 個人登録
  - ア 登録番号
  - イ 氏名
  - ウ カナ氏名
  - エ 生年月日
  - オ 在住、在勤又は在学等の利用者区分
- (2) 団体登録
  - ア 登録番号
  - イ 団体名
  - ウ カナ団体名
  - エ 結成年月日
  - オ 利用者区分

(登録情報の字体)

第15条 申請書の字体が、提供システムにおいて取扱いが困難である場合は、類似する標準字体（J I S第1水準及び第2水準）で登録するものとします。

(設備等)

第16条 登録者は、提供システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信サービス及びその他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備するものとします。

(内容変更)

第17条 市町村は、登録者への事前の通知なくして、提供システムの諸条件、運用に関する規則及び提供システムを変更することがあり、登録者はこれを承諾します。

(提供システムの一時的な中断)

第18条 市町村は、次に該当する場合には、登録者に事前に通知することなく、一時的に提供システムを中断する場合があります。

- (1) 提供システムの保守を定期的に、又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により提供システムの運用ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により提供システムの運用ができなくなった場合
- (4) 暴動、騒乱、労働紛争等により提供システムの運用ができなくなった場合
- (5) その他運用上又は技術上において、提供システムの一時的な中断が必要であると市町村が判断した場合

(提供システムの内容の保証及び中断)

第19条 提供システムの内容は、市町村がその時点で提供するものとします。市町村は、提供する情報又は登録者が登録する情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等は、いかなる保証も行いません。市町村は、いかなる理由によって提供システムの遅延、中断等が発生しても、その結果により登録者又は他の第三者が被った被害について、一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償及び自己責任の原則)

第20条 市町村は、提供システムの利用により発生した登録者又は第三者に対する損害について、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

2 前項に規定する場合において、登録者は自己の責任と費用をもって発生した問題を解決し、市町村に損害を与えることのないものとします。登録者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法な行為によって市町村又は第三者に損害を与えた場合、市町村は、登録者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第21条 登録者は、市町村が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、市町村を通じて当該第三者の承認を得ることを含む。本条において以下同じ。）を除き、提供システムを通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができません。

2 登録者は、前項の規定に反する行為を第三者にさせることはできません。

(営業活動の禁止)

第22条 登録者は、市町村が承認した場合を除き、営業活動及び営利を目的として提供システムを利用することはできません。

(その他の禁止事項)

第23条 前2条に定めるもののほか、提供システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 利用申込等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 不正にアクセスすること。
- (3) 管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人の登録番号及びパスワードを不正に使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反すると認められる行為をすること。

(情報等の削除)

第24条 登録者が登録した情報等の内容が第21条、第22条又は第23条のいずれかに該当し、又はその他の理由で不相当であると市町村が判断した場合、市町村は、登録者に事前に何ら通知することなく当該情報等を削除することがあります。

(電子メールの配信)

第25条 市町村は、登録者がメールアドレスの登録を行い、かつ、電子メール配信を希望した場合に限り、提供システムに関する電子メールの配信を行います。

(その他)

第26条 厚木市は、登録者が情報の公開を許可するとした団体登録情報について、厚木市が管理する関連サービス等に情報提供できるものとします。

2 登録者は、情報の公開・非公開及び内容の変更が生じたときは、速やかに提供システム又は登録窓口で変更するものとします。  
(個人情報保護)

第27条 市町村は、登録者の個人情報については、市町村が別に定める個人情報保護条例に基づき、適正に管理し取り扱うものとします。

(免責事項)

第28条 次に掲げる事項に該当するときには、そのために生じた損害について市町村は責任を負わないものとします。

- (1) 提供システムで提供するサービスを利用するに当たり、入力された登録番号及びパスワードとシステムに登録された登録番号及びパスワードとが一致して提供システムが利用された場合において、登録者に何らかの不利益が生じたとき又は市町村に損害を与えたとき。
- (2) 第11条第2項に規定する更新手続を行わなかったことにより、登録者が提供システムを利用できずこれにより損害が発生したとき。
- (3) 登録証の使用及び管理に際して、登録者が第三者に譲渡及び貸与又は盗難、紛失等により登録証が不正に使用され、その結果、当該登録者又は他の登録者に何らかの不利益が生じたとき又は市町村に損害を与えたとき。
- (4) 登録者が、その責に帰すべき事由により、提供システムの利用又は情報の登録をするときに、市町村、他の登録者又は第三者に損害を与えたとき。

(利用者)

第29条 提供システムにより公共施設の予約ができる登録者は、次のとおりです。

- (1) 個人登録で、登録証の交付を受けている者
- (2) 団体登録で、使用する施設ごとに当該施設が定めるところによる申請を行い、承認された団体

2 団体登録をされた者は、使用しようとする施設に対し、当該施設が定める期間内に施設の利用団体登録申請を行うものとします。

(利用対象施設)

第30条 使用できる施設は、個人登録にあっては別表第1、団体登録にあっては別表第2のとおりとします。

(申込方法)

第31条 第30条に規定する対象施設においての使用申請(以下「本予約」という。)に当たっては、提供システムの運用に当たり、許可申請を決定するための予備的な行為として、抽選申込制とするものとします。

(抽選申込みの受付等)

第32条 抽選申込みの受付は、使用しようとする日の属する月の3箇月前の1日から同月末日までにするものとします。ただし、学校夜間開放は使用しようとする日の属する月の2箇月前の15日から同月末日までとします。

2 第1項の規定により、受け付けた申込みの抽選は、使用しようとする日の属する月の2箇月前の1日に実施するものとします。ただし、学校夜間開放は使用しようとする日の属する月の1箇月前の1日に実施します。

3 前項において当選した者の本予約は、同項に規定する抽選日の翌日から同月末日までとし、この期間内に当該本予約を行わなかった場合は、当選を無効とします。なお、利用者登録の際、メールアドレスを登録し、かつ、当落選メール等の配信を希望した申込者には、抽選結果を電子メールで配信します。

4 前項に規定する本予約に係る手続の完了をもって、抽選申込みにおける利用申請があり、及び利用許可がされたものとみなします。

5 あつぎ市民交流プラザ（7階多目的スタジオに限る。）に対する第1項及び第2項の規定の運用については、第1項中「3箇月前」とあるのは「12箇月前」と、第2項中「2箇月前」とあるのは「11箇月前」とします。

(抽選処理)

第33条 前条第2項に規定する抽選に当たっては、提供システムにおいて、次の条件により優先順位を付し、優先順位の高い者の中から自動的に抽選処理をするものとします。なお、団体登録については、第2優先

条件のみを適用します。

|        |                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1優先条件 | 厚木市、愛川町又は清川村のいずれかに在住、在勤又は在学する申込者を優先とします。                                              |
| 第2優先条件 | 抽選日時点での第36条第1項に規定するペナルティの累積点数と抽選日から3か月以内に付加されたペナルティ点数の内少ない点数を参照値とし、参照値が少ない申込者を優先とします。 |

(空き施設の申込受付)

第34条 前条の規定による抽選の結果、使用の予約がされていない施設の申込受付は、使用しようとする日の属する月の2箇月前の2日の午前9時から使用当日の使用終了時間30分前（以下「使用当日」という。）までにするものとします。ただし、学校夜間開放は使用しようとする日の属する月の1箇月前の2日から使用当日までとします。

2 前項に規定する申込受付をもって、空き施設の利用申請があり、及び利用許可がされたものとみなします。

3 あつぎ市民交流プラザ（7階多目的スタジオに限る。）に対する第1項の規定の運用については、第1項中「2箇月前」とあるのは「11箇月前」とします。

(申込み数等の制限)

第35条 申込者が1箇月に抽選申込みをできる数及び1箇月に施設を使用できる回数については、別表第3のとおりとします。

2 使用する日の2日前から使用日当日までの間に使用予約をした場合は、前項に規定する1箇月に使用できる回数を超えて申込みをできるものとします。この場合においては、1箇月に施設を使用できる回数には含まないものとします。

(申込取消しの受付)

第36条 申込取消しの受付は、使用当日までとします。ただし、次の条件に該当するときは、ペナルティ点数を付加するものとします。

| 付加条件                        | ペナルティ<br>点数 |
|-----------------------------|-------------|
| 使用する日の6日前から使用当日までの間に取り消した場合 | 1           |
| 取消しの処理を行わないで<br>使用しなかった場合   | 2           |

2 前項に規定するペナルティ点数が3点累積した場合、提供システムの利用を当該累積日の翌月1か月間制限するものとします。  
また、3点累積した時点において、累積点数を消去するものとしますが、更に同月内に3点累積した場合は、制限期間を1か月間延長するものとします。

3 地震、洪水等の天災、使用施設の都合等により使用できないときは、前項に規定するペナルティ点数を付加しないものとします。

(利用の不承認)

第37条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の取消しを行うことができるものとします。

- (1) 天災等の発生に伴う避難場所の開設
- (2) 公職選挙法に基づく選挙の執行
- (3) その他市町村長が認める場合

附 則

この規約は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

る。

別表第1(第2条、第30条関係)

| 登録区分 | 利用対象施設                                                                                                                                                                                                                                                                           | 登録窓口                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人登録 | 《厚木市》<br>玉川野球場、<br>厚木野球場、<br>厚木テニスコート、東町スポーツセンター、及川球技場、猿ヶ島スポーツセンター、南毛利スポーツセンター、長沼公園グラウンド、上ノ原公園グラウンド、厚木青少年広場、旭町スポーツ広場、飯山スポーツ広場、酒井スポーツ広場、中三田スポーツ広場、下川入サッカー場、戸沢橋スポーツ広場、宝蔵山スポーツ広場、飯山グラウンド、荻野運動公園、若宮公園テニスコート、金田ゲートボール場、猿ヶ島野球場及びぼーさいの丘公園多目的広場<br>《愛川町》<br>田代運動公園、三増公園、第1号公園、第1号公園体育館、第 | 《厚木市》<br>荻野運動公園、東町スポーツセンター、南毛利スポーツセンター、猿ヶ島スポーツセンター、及川球技場、厚木北公民館、厚木南公民館、依知北公民館、依知南公民館、睦合北公民館、睦合南公民館、睦合西公民館、荻野公民館、上荻野分館、小鮎公民館、玉川公民館、南毛利公民館、相川公民館、緑ヶ丘公民館、愛甲公民館、森の里公民館、保健福祉センター、子ども科学館、南毛利学習支援センター、文化会館、あつぎ市民交流プラザ、ふれあいプラザ、DX推進課及びスポーツ魅力創造課<br>《愛川町》<br>田代運動公園、三増公園、第1号公園体育館及びスポーツ・文化振興課<br>《清川村》<br>清川村運動公園及び生涯学習課 |

|  |                                                       |  |
|--|-------------------------------------------------------|--|
|  | 2号公園、坂本運動場、志田運動場、小沢ソフトボール場及び坂本体育館<br>《清川村》<br>清川村運動公園 |  |
|--|-------------------------------------------------------|--|

別表第2(第2条関係)

| 登録区分                | 利用対象施設                                                                                                     | 登録窓口                                                                                                       |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体登録<br>(施設を使用する団体) | 保健福祉センター                                                                                                   | 保健福祉センター                                                                                                   |
|                     | あつぎ市民交流プラザ                                                                                                 | あつぎ市民交流プラザ                                                                                                 |
|                     | 子ども科学館                                                                                                     | 子ども科学館                                                                                                     |
|                     | ぼうさいの丘公園                                                                                                   | 公園緑地課                                                                                                      |
|                     | 文化会館<br>(提供システムでは、空き状況の参照)                                                                                 | 文化会館                                                                                                       |
|                     | 南毛利学習支援センター                                                                                                | 南毛利学習支援センター                                                                                                |
|                     | 厚木北公民館、厚木南公民館、依知北公民館、依知南公民館、睦合北公民館、睦合南公民館、睦合西公民館、荻野公民館、上荻野分館、小鮎公民館、玉川公民館、南毛利公民館、相川公民館、緑ヶ丘公民館、愛甲公民館及び森の里公民館 | 厚木北公民館、厚木南公民館、依知北公民館、依知南公民館、睦合北公民館、睦合南公民館、睦合西公民館、荻野公民館、上荻野分館、小鮎公民館、玉川公民館、南毛利公民館、相川公民館、緑ヶ丘公民館、愛甲公民館及び森の里公民館 |
|                     | 《学校夜間開放(グラウンド)》<br>三田小学校、玉川小学校、                                                                            | スポーツ魅力創造課<br>使用料の納付場所はスポーツ魅力創造課、玉川                                                                         |

|  |                                                        |            |
|--|--------------------------------------------------------|------------|
|  | 緑ヶ丘小学校、愛甲小学校、依知小学校、厚木中学校、荻野中学校、小鮎中学校、林中学校、相川中学校及び依知中学校 | 野球場及び厚木野球場 |
|  | ふれあいプラザ                                                | ふれあいプラザ    |

別表第3(第35条関係)

| 対象施設          | 1箇月の抽選申込回数 | 1箇月の使用回数 |
|---------------|------------|----------|
| 厚木市スポーツ施設     | 7回         | 7回       |
| 愛川町スポーツ施設     | 4回         | 7回       |
| 清川村スポーツ施設     | 7回         | 7回       |
| 公民館(分館含む)     | 5回         | 5回       |
| あつぎ市民交流プラザ    | 5回         | 5回       |
| ぼうさいの丘公園      | 5回         | 5回       |
| 南毛利学習支援センター   | 5回         | 5回       |
| 保健福祉センター      | 5回         | 5回       |
| 子ども科学館        | 5回         | 5回       |
| 学校夜間開放(グラウンド) | 5回         | 10回      |
| ふれあいプラザ       | 5回         | 5回       |